

# 令和4年度事業計画書

自 令和4年4月 1日  
至 令和5年3月31日

せいしんうつみじゆく

公益財団法人 清心内海塾

# 目次

1. 情勢認識	-----	3
2. 基本方針	-----	3
3. 事業計画	-----	3
3.1 公益目的事業	-----	3
(1) 就労支援・職業紹介・業務委託あっせん事業		
(2) 啓発事業		
(3) 助成事業		
(4) 寄附事業		
3.2 収益事業	-----	5
(1) 広告事業		
3.3 法人管理	-----	5
4. 活動内容	-----	5
4.1 公益目的事業	-----	5
(1) 就労支援・職業紹介・業務委託あっせん事業		
(2) 啓発事業		
(3) 助成事業		
(4) 寄附事業		
4.2 収益事業	-----	6
(1) 広告事業		
4.3 法人管理	-----	6

## 1. 情勢認識

就職の機会を得ることは個々人の生活の基盤となるものであり、また勤労の義務を担保するものである。一方で、青少年、障がい者、高齢者、生活困窮者、刑期終了者、犯罪被害者、外国人その他支援を必要とする者の中には、何らかの理由により働くことができない、またはその機会の無い人々がまだまだ存在しており、一昨年来のコロナ禍の影響もあり、これら社会的な課題は顕在化しているのではないか。この問題を解決するには、働く側の準備と事業者等の理解・職場環境の整備の双方の改善が必要である。関係法令の整備も進んでおり、この改善に向けたより具体的な支援の仕組みが以前にも増して強く求められている。そして、これらの人々の就職の機会が増え就職と就労の継続が実現すれば、生活の安定、福祉の増進に繋がるとともに、我が国の労働力人口減少問題の解決の一助となり得るものと考えられ、ひいては個人と事業者等の共存型社会の健全化の構築に繋がるものと考えられる。また、人生100年時代を掲げる昨今、障がい者のみならず高齢者等の生き甲斐として参加型イベントやスポーツを通してコミュニティーの構築に寄与することも地域社会の共存共栄に繋がるものと考えられる。

国内外における社会経済情勢の変化に伴い、これら支援を必要とする者に加え、生き辛さを抱える人々も増えており、これらの人々を取り巻く生活環境には厳しさがより増しているものと認識している。

## 2. 基本方針

就職、就業継続等で配慮の必要な人々にその機会を提供し、良好な就業環境・生活環境を整

える一助となり、元気な我が国の原動力となることを目指す。

支援を必要とする者の活躍の場を増やすことで、各人の生涯にわたる多様な生き方、働き方を支援していく。

広く社会と協働するという観点から事業者や個人の皆さんの理解を深め、寄附に対する考えを醸成し、社会的な課題の解決の一助とするための寄附や助成の活動を推進する。

## 3. 事業計画

### 3.1 公益目的事業

#### 要支援者に対する支援事業

この計画書において、要支援者とは、青少年並びに社会生活及び職業生活について配

慮を必要とする障がい者、高齢者、生活困窮者、刑期終了者、犯罪被害者、外国人その他支援を必要とする者を言う。

#### (1) 就労支援・職業紹介・業務委託あっせん事業

要支援者の就職等を支援するためには、豊富な知識と経験をもとに活動している

就職等支援機関\*1と人的ネットワークを構築することが重要であり、要支援者のニーズを的確に捉え、迅速・柔軟に効果的支援を推進する。

- ・就職等支援機関\*1との連携体制作りと求職者登録
- ・事業者等との連携体制作りと求人登録
- ・求職者への職業紹介、就職支援・定着支援
- ・事業者等への雇用助成金申請支援

\*1：ハローワーク（公共職業安定所）、高齢・障害・求職者雇用支援機構、教育機関、就労移行支援事業所、地方自治体の就労支援機関、更生保護施設、矯正施設、保護司会、コレワーク（矯正就労支援情報センター）など

## (2) 啓発事業

- ・要支援者を雇用する側としての事業者が、上記(1)項の実現に向け、整備すべき職場環境

や留意すべき人事労務管理等の理解を深めるためのセミナーや交流会を開催し、総じて

就業環境の整備を推進する。

また、コロナ禍においては、上記セミナーや交流会の開催が困難な場合も考えられ、そ

の場合には、当財団が会員企業の事業所に直接出向いて、ご希望のテーマに応じて行

う『出前セミナー』も推進する。

- ・障がい者に対する支援の一つとして、パラスポーツの推進をテーマとして、継続的に取

り上げる。身近な共生社会の実現という意味において、共に参加するパラスポーツは有効であり、パラスポーツを共に楽しめる環境作りの必要性を呼びかけ、団体・個人レベルでの参加を促す。

- ・刑期終了者及び犯罪又は家庭内暴力で行き場を失い児童養護施設等の施設に入所している青少年に対して、将来の社会生活・職業生活を円滑に行うための啓発活動を行う。

## (3) 助成事業

助成先とのパートナーシップを通じて、より大きな効果を得られるように助成する。

- ・刑期終了者等については、社会復帰に向けての各種訓練や研修等に対して助成していく。

- ・障がい者については、基本となる精神面・肉体面での健康維持を目的としてパラスポーツの普及やイベント等に対して助成していく。

- ・高齢者については、参加型イベントやスポーツを通して「生き甲斐探し」を目的として

より地域に密着した活動に対して助成していく。

- ・ 犯罪被害者等については、犯罪被害者支援団体等の活動目的に注目して、各種の活動に対して助成していく。

#### (4) 寄附事業（令和3年12月に認可\*2）

要支援者並びにこれらの者への支援を行う団体及び個人に対して寄附することとし公益に資する活動又は災害等で支援を必要とする人々や団体等に対して寄附する。

\*2：寄附事業については、既に内閣府へ新規事業追加の変更認可申請を行い、昨年12月に認定を受けている。

### 3.2 収益事業

#### (1) 広告事業

ホームページ、ダイレクトメール、セミナー、交流会等の場を通じて有料バナー広告を

募り、その収益は公益活動をより充実させることを目的として活用する。

### 3.3 法人管理

#### (1) 賛助会員・寄附金の募集

本法人の趣旨、活動内容、意義、成果を広報し、賛同していただける会員及び寄附金

を募る。セミナー、交流会等の場を活用した広報やホームページ、ダイレクトメール事業所訪問等を通じて、本法人の事業活動を理解していただく。

寄附型自動販売機（飲料水）設置等により寄附金を募集する。

#### (2) 助成先及び寄附先との連携強化

助成先及び寄附先からの情報収集を強化する。

## 4. 活動内容

### 4.1 公益目的事業

#### (1) 就労支援・職業紹介・業務委託あっせん事業

- ・ 就職等支援機関\*1との連携を強化し求職者登録を拡大する。
- ・ 事業者等との連携を強化し求人登録を拡大する。
- ・ 受入先企業への定着支援及び指導（教育・セミナー等）を行う。
- ・ 事業者等への雇用助成金申請を支援する。

#### (2) 啓発事業

セミナー・交流会等を行うと共に、出張セミナーによる啓発活動も行う。

- ・出張セミナー（会員企業及び要支援者に受け入れられるセミナーを目指す）  
ご希望のテーマに応じて随時『出前セミナー』を行う。

- ・啓発事業セミナー

日程： 令和4年6月頃

目的：社会の超高齢化が進展することに伴い。高年齢者雇用安定法が大幅に改正され、令和3年4月1日から施行された。

改正内容として、日本国内のすべての企業に対して、希望する正社員に70

歳

までの就業機会を与える事が、努力義務として課せられた。このセミナーでは、改正法を遵守するための各企業が社員の社会貢献事業への従事、テレワーク（在宅勤務）、フリーランス（会社を退職した社員（個人事業主）に対する会社業務の委託）など、多様な制度の設計、運用の仕方を説明する。

日程： 令和4年10月頃

目的：障がい者体験コーナーを開催し、障がい者への配慮のポイントを学習する。

日程： 令和5年2月頃

目的：刑期終了者等の採用促進

\*セミナー・交流会等については、各種のニーズを検討したうえで、開催時期等を決定するが、コロナ感染状況によっては変更することもあり得る。

### (3) 助成事業

年間総額 400万円（昨年同様）

- |                            |             |
|----------------------------|-------------|
| ・刑期終了者等、生活困窮者関係への助成        | 80万円（昨年同様）  |
| ・パラスポーツ普及・障がい者に対する啓発事業への助成 | 150万円（昨年同様） |
| ・高齢者関係への助成（イベント・スポーツ等）     | 70万円（昨年同様）  |
| ・犯罪被害者支援団体等への助成            | 100万円（昨年同様） |

### (4) 寄附事業（令和3年12月に認可\*2）

年間総額 100万円（昨年同様）

- ・要支援者並びにこれらの者への支援を行う団体及び個人への寄附
- ・公益に資する活動又は災害等で支援を必要とする人々や団体等への寄附

## 4.2 収益事業

#### **(1) 広告事業**

ホームページ、ダイレクトメール、セミナー、交流会・学習会の場を通じて有料バナー広告を募る。

### **4.3 法人管理**

#### **(1) 賛助会員・寄附の募集等**

- ・新規賛助会員及び新たな寄附の掘り起こしを行う。
- ・既存賛助会員とのコミュニケーションを強化して年会費及び口数の拡大を目指す。
- ・寄附型自動販売機（飲料水）の設置台数の拡大を目指す。

#### **(2) 助成先及び寄附先との連携強化**

- ・助成先及び寄附先からの情報収集を強化する。

以上